

WEALTH MANAGEMENT NEWSLETTER

2024 年 12 月号 (Vol.30)

評価通達総則 6 項に関連して
取引相場のない株式について評価通達の定める方法と異なる方法に
よって評価することが否定された裁判例

- I. はじめに
- II. 本判決の概要
 - 1. 本事案の概要
 - 2. 本事案に対する地裁の判断の概要
 - 3. 本判決の概要とポイント
- III. 本判決の実務上の影響
 - 1. 租税負担軽減目的又は租税回避行為と総則 6 項
 - 2. 相続開始までに株式の売却プロセスが進行している場合

森・濱田松本法律事務所
税理士 間所 光洋
TEL. 03 6213 8129
koyo.madokoro@mhm-global.com
弁護士 中村 太智
TEL. 03 5293 4925
taichi.nakamura@mhm-global.com

I. はじめに

相続税の課税価格の基礎となる相続財産の評価額は、相続税法 22 条において「当該財産の取得の時における時価」によるものと定められていますが、その詳細な評価方法については、一部の財産を除き、財産評価基本通達（以下「評価通達」といい、評価通達に準拠した評価方法による財産価額を「通達評価額」といいます。）によることとされていますが、評価通達 6 項（以下「総則 6 項」といいます。）では、「この通達の定めによって評価することが著しく不適当と認められる財産の価額は、国税庁長官の指示を受けて評価する。」と定められています。この総則 6 項が適用された事案について、最高裁判所は、令和 4 年 4 月 19 日には一定の判断を下し（以下当該判決を「令和 4 年判決」といいます。）、大きな注目を集めました¹。

令和 4 年判決で評価通達を離れた評価額による課税が認められる場合について一定の判断枠組みが示された後、令和 6 年 8 月 28 日に、東京高等裁判所の判決（以下「本判決」という。）は、取引相場のない株式の相続税評価に関して相続財産に関し評価通達を離れた方法による評価を行うことが争われた事案において、当該判断枠組みを前提とした判断を示しました。本判決は、令和 4 年判決以降に現れた相続財産に関し評価通達を離れた方法による評価を行うことを争う初めての裁判例であり、かつ問題となった相続財産が令和 4 年判決の事案と異なり取引相場のない株式である点から注目を集めており、実務上の影響も少なくないと考えられるため、本ニュースレターにお

¹ 本判決の内容については、[WEALTH MANAGEMENT NEWSLETTER \(Vol.24\)](#) もご参照ください。

WEALTH MANAGEMENT NEWSLETTER

いて解説します。

II. 本判決の概要

1. 本事案の概要

本判決の控訴審までに認定された事実関係の概要は次のとおりです。

相続関係者の概要	
	- 被相続人である A（以下「本件被相続人」という。）の相続人は、A の妻 B、A の子である X1 及び X2（以下、X1 及び X2 を併せて「原告ら」といい、原告らと B を併せて「本件相続人ら」という。）である。 2014 年 6 月 11 日（以下「本件相続開始日」という。）において、A が代表取締役を務める C 株式会社（以下「C 社」という。）は、薬局の経営、医薬品の製造及び販売等を目的とする株式会社である。 - C 社の発行済株式（いずれも普通株式）の総数は 6 万株であり、A が 21,400 株、原告らはそれぞれ 3,600 株を保有している。
相続開始日までの C 社株式売却の経緯等	
2014 年 1 月	A は、医薬品卸売業を主な事業とする D 社との間で、C 社株式の D 社に対する売却・資本提携等を前提とする協議を進めるに際し、秘密保持契約を締結した。
同年 2 月	A は、C 社の売却・資本提携等に関して、金融機関との間で、M&A 等のアドバイスのに係る契約を締結した。
同年 5 月	A は、D 社との間で、C 社株式の譲渡に向けて協議を行うことについての基本合意（以下「本件基本合意」という。）を締結した。 本件基本合意において、A は、C 社株式の全部を取りまとめ又は買い集めたうえで、D 社に譲渡するものとされ、その譲渡価額は 63 億 408 万円（1 株当たり 10 万 5,068 円）とすることとされた（以下、この 1 株当たりの価格を「譲渡予定価格」という。）。なお、本件基本合意書において、株式譲渡契約及び譲渡予定価格について、当事者を法的に拘束するものではないとされた。
同年 6 月	- 同年 6 月 2 日から 6 日の間、D 社は、監査法人に委託して、C 社の買収監査（デューデリジェンス、以下「本件買収監査」という。）を行った。 6 月 11 日に、A は死亡した。
相続開始日以降の C 社株式売却の経緯等	
2014 年 6 月	2014 年 6 月 18 日、C 社取締役会において、A と D 社の間で進められていた C 社株式の売却プロセスを進めることとなった。 - D 社は、本件買収監査に係る「財務調査報告書」の提出を受けた。 - D 社は、C 社を今後運営するにあたって法律上問題となる事項がないかについて調査を依頼した法律事務所から法務 Due Diligence Report の提出を受けた。
2014 年 7 月	遺産分割協議が行われ、C 社株式は、相続人らがそれぞれ一定数を取得すること合意した（以下、本件相続人らが取得した C 社株式を「本件相続株式」という。）。

WEALTH MANAGEMENT NEWSLETTER

	B は、C 社株式を買い集めたうえで、D 社との間で、C 社株式 6 万株を譲渡価額 63 億 408 万円（譲渡予定価格と同じ 1 株当たり 10 万 5,068 円。）で譲渡する契約を締結した。
同年同月	2014 年 7 月 14 日、B は、C 社株式 6 万株を D 社に譲渡した。
訴訟までの経緯等	
2015 年 2 月	本件相続人らは、処分行政庁に対して共同で相続税の申告を行い、当該申告において、本件相続株式の価額について、評価通達 180 に定める類似業種比準価額によって 1 株当たり 8,186 円（以下「本件通達評価額」という。）と算定したうえで、その総額を 1 億 7,518 万 400 円（8,186 円×2 万 1,400 株）と評価した。
2018 年 8 月	処分行政庁は、2018 年 8 月 7 日付で、原告らに対し、本件相続株式は、評価通達の定めによって評価することが著しく不適当と認められるとして、評価通達 6 に基づき、本件相続株式の価額は、国税庁長官の指示を受けて算定した価額（17 億 2,000 万円、1 株あたり 8 万 373 円。以下「本件算定報告額」という。）によるとして各更正処分等をした。
2016 年 7 月 ～	- 原告らは、上記更正処分等を不服として処分行政庁に対して、再調査請求をしたが、再調査請求を棄却する旨の決定が下された。 - 原告らは、更正処分等を不服として、国税不服審判所長に対して、審査請求をしたが、国税不服審判所長は、2020 年 7 月 8 日付で、審査請求を棄却する旨の採決をした。
2021 年 3 月	原告らは、上記の更正処分等の一部の取消しを求めて訴えを提起した。

C 社株式の 1 株当たりの評価額	
申告における通達評価額	8,186 円
更正処分等における評価額	8 万 373 円
D 社への譲渡価額	10 万 5,068 円

2. 本事案に対する地裁の判断の概要

(1) 令和 4 年判決の判断枠組み

令和 6 年 1 月 18 日東京地判（以下「本件地裁判決」といいます。）は、令和 4 年判決が示した以下の判断枠組みを明示しました。

- 「相続税法 22 条は、相続等により取得した財産の価額を当該財産の取得の時の時価によるとするが、ここにいう時価とは当該財産の客観的な交換価値をいう」と解され、「相続税の課税価格に算入される財産の価額は、当該財産の取得の時の客観的な交換価値としての時価を上回らない限り、同条に違反」しない。
- 「評価通達は相続財産の価額の評価の一般的な方法を定めたものであり、課税庁がこれに従って画一的に評価を行っていることは公知の事実であるから、課税庁が、特定の者の相続財産の価額についてのみ評価通達の定める方法により評価した価額を上回る価額によるものとするとは、たとえ当該価額が客観的な交換価値としての時価を上回らないとしても、合理的な理由がない限り、上記の平等原則に違反するものとして違法」である。

WEALTH MANAGEMENT NEWSLETTER

- もっとも、「相続税の課税価格に算入される財産の価額について、評価通達の定める方法による画一的な評価を行うことが実質的な租税負担の公平に反するというべき事情がある場合には、合理的な理由があると認められるから、当該財産の価額を評価通達の定める方法により評価した価額を上回る価額によるものとすることも上記の平等原則に違反するものではない」(下線は筆者。)。ただし、「本件通達評価額と本件算定報告額との間に大きな離があるということのみをもって直ちに上記事情があるということとはできない」。

(2) 本事案における当てはめ

そのうえで、本件地裁判決は、評価通達の定める方法による画一的な評価を行うことが実質的な租税負担の公平に反するというべき事情(以下「特段の事情」という。)があるか否かについて検討するとし、本件は、令和4年判決の事案とは異なり、本件被相続人及び本件相続人らが相続税その他の租税回避の目的でC社株式の売却を行った又は行おうとしたとは認められないことを指摘し、本件の株式について、相続開始日以前に通達評価額を大きく超える金額での売却予定があった株式について、実際に相続開始日直後に当該金額で予定どおりの売却ができ、その代金を相続人らが得たことを評価して、「(取引相場のない大会社の株式を相続しながら評価通達の定める方法による評価額を大幅に超えるこのような売却による利益を得ることができなかった)他の納税者と原告らとの間に看過し難い不均衡を生じさせ、実質的な租税負担の公平に反する」といえるかどうかを判断すべきであるとし、以下を内容を含む判断を示し、評価通達の定める方法と異なる方法によって、本件相続株式を評価すべき特段の事情はないとしました。

- 本件相続の開始前からC社株式の譲渡予定価格が事実上合意されていたという事情をもって、特段の事情(の一部)ということとはできない。
- 例えば、被相続人の生前に実質的に売却の合意が整っており、かつ、売却手続を完了することができたにもかかわらず、相続税の負担を回避する目的をもって、他に合理的な理由もなく、殊更売却手続を相続開始後まで遅らせたり、売却時期を被相続人の死後に設定したりなどしていた場合や、あるいは令和4年判決の事例のように、納税者側が、それがなかった場合と比較して相続税額が相当程度軽減される効果を持つ多額の借入れやそれによる不動産等の購入といった積極的な行為を相続開始前にしていたという程度の事情が特段の事情として必要なものと解される。
- 本件ではC社株式の売却手続が進行中に本件被相続人が死亡しているところ、その手続が遅れたとか、本来は本件被相続人の生前に売却手続を完了することができたといった事情は認められず、本件相続において、本件被相続人が本件相続開始日以前に行った行為は、本件基本合意及びその後の本件買収監査への協力にとどまるところ、これらの行為は、本件相続開始日以降に行われた本件相続株式の売却の結果を含めて評価したとしても、それがなかった

WEALTH MANAGEMENT NEWSLETTER

場合と比べて本件の相続税の金額を軽減する効果を持つものではなく、本件において特段の事情はない。

3. 本判決の概要とポイント

(1) 本判決の概要

東京高等裁判所は、大要、以下のとおり判示し、納税者の請求を認容した東京地裁の判断を是認しました。

- 本件通達評価額と、本件相続開始日における交換価値のかい離について
 - 「取引相場のない株式の交換価値は、本来、専門的評価を経ない限り判明し得ないもの」であって、「外形的事実によって取引相場のない株式の交換価値を合理的に推測することが可能であるとは必ずしもいえ」ず、「M&Aが行われる場合においては、高度な経営判断や双方の交渉の結果等により株式の売買代金が決定されるのであって、売買代金が交換価値を反映しているとは限らないというべき」である。
 - 「本件相続株式について、譲渡予定価格（10万5,068円）と本件算定報告額（8万373円）が比較的近く、これらが本件通達評価額（8,186円）と大きくかい離しているからといって、更正処分の時点にさかのぼって、譲渡予定価格が交換価値を反映したものであるとして、評価通達の定める方法による画一的な評価を行うことが実質的な租税負担の公平に反するというべき事情（特段の事情）が存在していたということにはならない」。
 - 「評価通達6の適用に当たり、上記かい離の有無を公平に判断するためには、他の相続案件も含め、取引相場のない株式その他市場性のない相続財産の全てについて、専門的評価を行うべきであって、合理的な理由がないのに、特定の相続財産のみについて専門的評価を行い、これを基にして課税処分を行うことは、平等原則に反するものというべきである」。
- 売買契約成立及び売買代金債権への転化の蓋然性について
 - 「相続開始時に売買契約成立に至っていなかったとしても、近い将来売買契約が成立し、売買代金債権に転化する蓋然性が高い場合には、当該株式の価値が現実的に実現する蓋然性が高いものとして、当該株式の価値としては、その売買代金相当額が一つの基準になり得る」との控訴人の主張については、売買契約が成立していない状況においてかかる「蓋然性を判断するためには、中間合意の存在・内容、想定される売買契約の内容、契約を締結しようとした動機・目的、交渉経過、当事者の関係、契約締結前の仮の履行行為の有無・内容等、種々の事情を考慮する必要がある、信義則や権利濫用のような一般条項以外の場面でこのような不明確な基準によることは不適切であるといわざるを得ない」。
 - 当該株式の価値は売買代金相当額に反映されているという主張については、

WEALTH MANAGEMENT NEWSLETTER

「そのこと自体、専門家による判定を経ない限り明らかであるとはいえないし、とりわけ、非上場会社の買収においては、上場会社と比較して個性が強いため、買収価格が交換価値を反映しているという経験則が存すると直ちにいうこともできない」。

- 「近い将来における売買契約の成立及び売買代金債権への転化の蓋然性の程度を基準にすることは適切でない」。
- 相続税の負担を減じ又は免れさせる行為について
 - 令和 4 年判決は、総則 6 項の適用の有無に当たり、「被相続人が、相続税の負担を減じ又は免れさせる行為をしたことを考慮しているところ、本件被相続人及び被控訴人らによるこれに類する行為があったとは認め難い」。
 - すなわち、C 社が設立されてから本件相続開始日まで、C 社株式は、一貫して定款による譲渡制限のある株式であったのであり、また、C 社株式の評価額を下げるような行為がされたことはうかがわれない。そして、「譲渡予定価格が、その時点で相続が発生した場合における評価通達 180 による評価額を大きく上回るものであったことは、本件の経過に照らし明らかであるから、本件基本合意は、本件被相続人の生存中に売買契約が成立した場合、代金債権に転化し、又は代金が支払われることによって、相続税の負担を増大させる可能性を有するものであり、相続税の負担を減じ、又は免れさせるという効果は存しない」。
 - 「本件被相続人又は被控訴人らが、相続税の負担を減じ、又は免れさせる行為をしたと認めることができない以上、本件被相続人又は被控訴人らの行為に着目した場合に、他の納税者との関係で不公平であると判断する余地はない。他に、不公平が生じる要素として、同種の遺産を相続により取得した者との均衡が考えられるところ、取引相場のない株式を遺産として取得した者を比較の対象とした場合、当該遺産は、評価通達 180 の定める類似業種比準価額により評価することになるのであって、被控訴人らとの間で不公平が生じる余地はない。また、取引相場のある株式を相続により取得した者を比較の対象とした場合、遺産の種類が異なる以上、不公平が生じる余地はない」。
- 処分行政庁の総則 6 の適用に当たり、租税回避行為があることは要件とならないとの主張については、「当裁判所はそのような要件が存するものと説示しているものではない」。

(2) 本判決のポイント

本判決は、令和 4 年判決の示した判断枠組みを前提に、被相続人において売却交渉等が行われ、相続開始後に当該売却が実現した取引相場のない株式について総則 6 項の適用有無を検討していますが、取引相場のない株式の交換価値の把握の困難性、被相続人及び相続人において相続税の負担を減じ又は免れさせる行為がないこ

WEALTH MANAGEMENT NEWSLETTER

となどに着目して、評価通達の定める方法と異なる方法によって本件相続株式を評価すべき特段の事情はないとしています。

また、令和 4 年判決では、これまで下級審裁判例が用いていた「特別の事情」という文言は用いず、「合理的な理由」があるかどうか、その基礎として「納税者間の実質的な租税負担の公平に反するというべき事情」を 1 つの要素として抽出し判断を行っていましたが、本判決は「評価通達の定める方法による画一的な評価を行うことが実質的な租税負担の公平に反するというべき事情」が「特段の事情」であるとしており、令和 4 年判決の判断枠組みと下級審裁判例の判断基準を統一的に整理していることが伺われます。

最後に、本判決は時価の考え方について、従前の実務とは異なる判断を示している点に留意を要します。すなわち、実務上は、取引相場のない株式が M&A 取引において独立第三者間で売買された場合当該 M&A 取引で合意された価格は、当該株式の時価をあらわしていると考えられており²、本件においても同様の整理が妥当するようにも思われます。しかしながら、本判決においては、M&A による売買代金が交換価値を反映しているとは限らないと判示されており、実務における取引相場のない株式の時価の考え方とは異なる点があるともいえます。

Ⅲ. 本判決の実務上の影響等

1. 租税負担軽減目的又は租税回避行為と総則 6 項

令和 4 年判決は、実質的な租税負担の公平に反することの 1 つの根拠として、被相続人及び納税者が、納税者の相続税の負担を減じ又は免れさせるものであることを知り、かつ、これを期待していたことを挙げていました。本判決は、処分行政庁の主張に対応する判示の中で、総則 6 項の適用要件として、租税回避行為があることは、要件ではないとしました。相続税を回避する行為がない場合であっても、実質的な租税負担の公平に反するというべき事情が認められる可能性が残されている点には留意が必要です。

また、仮に、本判決が述べる「相続税の負担を減じ又は免れさせる行為」と控訴人が主張する「租税回避行為」が意味するものが同一の場合、裁判所においては、租税回避行為の存在は総則 6 項の要件にはならないものの、「実質的な租税負担の公平に反するというべき事情」の有無の検討に際しては、考慮され得るということとなります。本判決は、「本件被相続人又は被控訴人らが、相続税の負担を減じ、又は免れさせる行為をしたと認めることができない以上、本件被相続人又は被控訴人らの行為に着目した場合に、他の納税者との関係で不公平であると判断する余地はな

² 税務当局も法人税基本通達逐条解説において「純然たる第三者間において種々の経済性を考慮して定められた取引価額は、たとえ上記したところと異なる価額であっても、一般常に合理的なものとしては認められることになろう」と解説しています（高橋正朗編著『法人税基本通達逐条解説』（税務研究会出版局、10 版、2021 年）852 頁）。

WEALTH MANAGEMENT NEWSLETTER

い。」としていることから、相続税の負担を減じ、又は免れさせる行為は、他の納税者との関係において、「実質的な租税負担の公平に反するというべき事情」があるといえるための前提と考えていることが伺われます。

また、本件地裁判決においては、令和 4 年判決のような積極的な租税回避行為が存在する場合や「被相続人の生前に実質的に売却の合意が整っており、かつ、売却手続を完了することができたにもかかわらず、相続税の負担を回避する目的をもって、他に合理的な理由もなく、殊更売却手続を相続開始後まで遅らせたり、売却時期を被相続人の死後に設定しておいたりしたなどの場合」が、特段の事情が認められる例として挙げられています。取引相場のない株式について、相続財産に関し評価通達を離れた方法による評価を行うことが争われる場面において、本件と異なり租税負担軽減目的や租税回避行為が認定される場合には、結論が異なる可能性は否定できないといえ、近い将来に相続が発生する可能性がある場合に、取引相場のない株式の譲渡を検討する際には、租税負担軽減目的や租税回避行為が疑われることがないよう、留意することが望ましいといえます。

2. 相続開始までに株式の売却プロセスが進行している場合

相続開始時点において、本事案よりも、相続財産に含まれる取引相場のない株式の売却プロセスが進行している場合、例えば、既に株式譲渡契約が締結されており、株式譲渡の実行前に、被相続人が死亡した場合に、裁判所においてどのような判断がなされるかは明らかではありません。

すなわち、本判決は、株式譲渡契約の成立又は売買代金債権への転化の蓋然性が認められることを基準に、取引相場のない株式の評価額についてその売買代金相当額が一つの基準になり得るとの主張について、当該蓋然性を基準とすることを否定していますが、実際に株式譲渡契約が締結され、取引相場のない株式の具体的な譲渡価額が決定している場合に、どのように判断されるかは明らかにはしていません³。

もっとも、M&A の実務においては、株式譲渡の実行及び売買代金の支払いについて、株式譲渡契約に前提条件が付されることが多く、当該前提条件が充足されない限りは、株式譲渡の効力は生じず、売買代金の請求もできないこととされます。仮に売却プロセスが進行し、株式譲渡契約の締結に至った段階で、株主に相続が発生し、相続人が当該株式譲渡契約の売主としての地位及び当該株式譲渡契約の対象となる株式を承継したとしても、なお、前提条件が充足されない可能性がある以上、売買代金債権を相続したものと同様であると整理して、当該株式譲渡契約において合意された売買代金を当該株式の時価であるとする事は当然にはできないように

³ 本件地裁判決では、「最終的に本件相続株式の売却が成立し、本件相続人らが本件通達評価額を大幅に上回る代金を現に取得したという事情がなければ、およそ本件算定報告額をもって課税しなければ他の納税者との間に看過し難い不均衡が生ずるということはできない。」と述べており、売買契約が成立している場合には、結論が異なる可能性が示されていました。

WEALTH MANAGEMENT NEWSLETTER

思われます⁴。

文献情報

- 論文 「親族等に事業承継する者がいない場合などに検討すべき M&A とその法務と税務—第 1 回～第 16 回」
掲載誌 国税速報 第 6806 号～第 6821 号
著者 小山 浩、高橋 悠、河野 隆太郎、原田 昂、中村 太智（共著）

- 論文 「Chambers Global Practice Guides Private Wealth 2024 - Japan Chapter」
著者 大石 篤史、酒井 真（共著）

- 論文 「外国投資信託でない外国籍信託型ファンドの金融規制上・税務上の位置付け」
掲載誌 金融法務事情 No.2240
著者 坂東 慶一

- 論文 「グローバル・ミニマム課税（所得合算ルール）が外国籍ファンド投資に与える影響（上）・（下）」
掲載誌 金融法務事情 No.2240・No.2244
著者 坂東 慶一

- 論文 「同族企業オーナーでよくある不動産トラブル」
掲載誌 地主と家主 Vol.170
著者 大石 篤史

⁴ 本判決では、最判昭和 61 年 12 月 5 日（裁判集民 149 号 263 頁）から取引相場のない株式について、売買契約が成立し、その所有権が買主に移転する前に、当該株式の所有者である売主が死亡した場合、売主の相続財産は売買代金債権になり、その価額は原則として売買相金額で評価されるという控訴人の主張について、当該最高裁判決は、「農地の売買契約が成立し、代金の相当部分の履行があったという場合において、農地法所定の要件が具備される前であっても、相続財産は売買代金債権である旨判断したものであって、本件のように、売買契約が未だ成立していない場合とは明らかに状況を異にする」としています。当該最高裁判決の事案では売買対象となる土地の所有権移転登記手続は既に行われており、第一審判決（東京地判昭和 55 年 3 月 24 日）は「売買契約の成立と同時に、買主は売主に対し、債権的請求権としての所有権移転請求権、所有権移転登記手続請求権、所有権移転許可申請協力請求権を取得し、一方特段の事由の存しない限り、右契約の成立と同時に代金支払義務を負担するに至るものと解するのが相当」とあり、売買契約上、代金支払義務の発生は土地の所有権移転の時とするなどの約定はなく、契約成立時に、代金支払義務が生じていることなどを指摘しており、当該最高裁判決で問題となった土地の売買契約と前提条件が充足されない可能性のある段階の株式譲渡契約は前提が異なるとも言えます。

WEALTH MANAGEMENT NEWSLETTER

NEWS

➤ サンフランシスコ ペイエリア オフィス開設のお知らせ

森・濱田松本法律事務所は、2025 年中の業務開始を目指してサンフランシスコ ペイエリア（SF ペイエリア）オフィスを開設することを決定しましたので、お知らせいたします。

当事務所のクライアントの皆様にとって米州・米国が重要な市場であり続ける中、現地法律事務所やクライアントの皆様との連携をより強固なものとし、日本をはじめとするアジア各国との間にまたがる多種多様な法務需要に応じるため、当事務所は、2023 年 9 月にニューヨークオフィスを開設しました。今般、米州における当事務所のカバレッジを拡大し、また地域のニーズに応じたリーガル・サービスの提供能力を高めるため、米州における 2 番目の拠点として、米国西海岸に SF ペイエリアオフィスを開設することにいたしました。

SF ペイエリアは、半導体産業によりシリコンバレーと呼ばれた時代から、世界の先進的な産業を牽引する地域であり続けており、IT/インターネット/ソフトウェア関連において多数の Tech Giants やユニコーン企業を生み出したことはよく知られています。その潮流の中から生まれた生成 AI はもちろん、近年ではライフサイエンス・クライメートテック関連の企業が SF ペイエリアには集結しており、今後も当地において新たな産業が創造されていくことが見込まれます。そのような中、当事務所においても、SF ペイエリアに関連するリーガル・サービスの需要が高まっていることから、当地にオフィスを開設することにいたしました。

SF ペイエリアオフィスにおいては、スタートアップ業務、VC/PE ファンド業務、クロスボーダーM&A などに豊富な経験を有し、スタンフォード大学留学時に現地にも滞在した石田 幹人 弁護士、当事務所において 30 年近く M&A を中心にクロスボーダー案件を担当し、2015 年から現地サンフランシスコに滞在している Stephen Overton 弁護士の 2 名が担当パートナーとして業務を行うほか、日本人弁護士（アソシエイト）も常駐する予定です。SF ペイエリアオフィスにおいては、日本、ニューヨークのみならず、シンガポール、バンコク、上海、北京、ハノイ、ホーチミン、ヤンゴン、ジャカルタ、マニラをはじめとする当事務所グループのアジアの各オフィス等とも連携し、当事務所グループの全弁護士の総力を結集してクライアントに対するリーガル・サービスのさらなる向上を目指してまいります。

➤ 横浜オフィス業務開始のお知らせ

横浜オフィスは、弁護士法人森・濱田松本法律事務所の従事務所として、2024 年 8 月 19 日より、正式に業務を開始いたしました。

WEALTH MANAGEMENT NEWSLETTER

横浜オフィスには、コーポレート・ガバナンスを含めた会社法全般、スタートアップ支援、M&A、訴訟・紛争等の分野において豊富な経験を有する河島 勇太 弁護士及び高津 洸至 弁護士が所属し、東京オフィスをはじめとする他の国内拠点に加えて、クロスボーダーの M&A やアジア進出などの業務につきましては、ニューヨーク・北京・上海・シンガポール・バンコク・ホーチミン・ハノイ・ジャカルタ・ヤンゴン・マニラの各海外拠点及び提携事務所、当事務所所属の弁護士が滞在する各国の法律事務所と密に連携し、神奈川県のカライアントの皆様
の近くで、きめ細やかに最先端のリーガル・サポートを提供してまいります。

➤ AI 法務プラットフォーム「LegalOn Cloud」における「MORI HAMADA ライブラリー」提供開始のお知らせ

森・濱田松本法律事務所（以下「MHM」）は、株式会社 LegalOn Technologies（本社：東京都渋谷区 代表取締役 執行役員・CEO：角田望、以下「LegalOn Technologies 社」）が提供する、法務業務全体を包括的に支援する AI 法務プラットフォーム「LegalOn Cloud」において MHM が作成する法務コンテンツを掲載した「MORI HAMADA ライブラリー」の提供を 9 月 12 日より開始したことをお知らせいたします。

LegalOn CloudにおいてMHMが提供する「MORI HAMADA ライブラリー」では、まずは、M&A や国際取引に関するひな形、各種会社法関連書類、それらに付随する解説記事などの法務コンテンツを掲載する予定です。M&A 関連や国際取引などのより複雑かつ高い専門性が求められる案件について、必要な書式・解説を提供することで企業法務を支援いたします。これにより、複雑かつ専門性の高い案件での適切な契約リスクのコントロールや、スピード感のある対応を支援できるものと考えております。

MHMはクライアントの皆さまに対し、今後も業務に役立つ実用的な法務コンテンツを提供し、企業法務の支援を行ってまいります。

[LegalOn Technologies 社プレスリリース](#)